

2020年（令和2年）7月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2020年（令和2年）6月22日付けで諮問（第1018号）された患者の診療に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

### (1) 諮問に至った理由

神奈川県大船警察署司法警察員から、児童虐待の疑いに関する捜査のため、2020年（令和2年）5月12日付けの差押許可状により、2020年（令和2年）4月9日から同年5月11日までの患者の診療記録及び検査画像の写しを提出したが、患者への傷害事件の証拠として使用するために、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づき、患者の傷病名及び全治期間の記載のある診断書並びに2020年（令和2年）5月12日以降に作成された診療記録及び検査画像の写しを求める照会がなされた。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は、個人情報を目的外に提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、当院が患者の個人情報を神奈川県大船警察署司法警察員に目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤

沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する患者の個人情報

(ア) 診断書

住所、氏名、生年月日、傷病名、受診日及び治るまでの期間の見込み

(イ) 2020年（令和2年）5月12日以降に作成された診療記録の写し

受診時に患者の保護者から聞き取った症状等の主訴、既往歴、身体の状態及び検査結果

なお、検査画像については、差押許可状により提出してから、新規に作成されたものがないことから、提供の対象外とする。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県大船警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県大船警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の情報については、児童虐待に係る傷害事件の捜査のために必要な範囲内で利用するものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、神奈川県大船警察署司法警察員に問い合わせたところ、次のように述べている。

立件するに当たり、暴行を受けたことによる受傷の程度を把握する必要があるが、差押許可状により提出した診療記録の写しの場合、記録をする医師によって、一つ又は複数の傷病名を付けたり、異なる言い回しの傷病名を付けたりと、第三者からでは、受傷の程度を判断するに当たり、苦慮する点があることから、最終的な診断結果を確認するために診断書が必要となる。

また、診療記録の写しについては、処罰を決定するに当たり、差押許可状により提出した診療記録及び検査画像の写しでは情報が古いため、受傷による患者の最新の状況を把握する必要がある。

もし提供ができない場合、証拠不十分により傷害事件として扱われるべき事件が暴行事件として取り扱われるなど、簡易処罰となる可能性がある。

以上のことから、本件の目的外に提供する個人情報は、患者が当院を受診した際の診断結果及び診療記録であり、照会・調査の代替手段が想定し難い。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案

した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由については答申（第88号）を得ている。

本件に関する目的外提供についても、患者の虐待防止と同様の目的であることから、当該通知を省略することとする。

ア 個人情報の本人が虐待者である保護者の場合には、業務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては、個別具体的に本人通知の判断をし、15歳未満の児童に対しては、本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

(4) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり  
の判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する必要性について、次のように述べている。

神奈川県大船警察署司法警察員に問い合わせたところ、立件するに当たり、暴行を受けたことによる受傷の程度を把握する必要があるが、差押許可状により提出した診療記録の写しのみの場合、記録をする医師によって、一つ又は複数の傷病名を付けたり、異なる言い回しの傷病名を付けたりと、第三者からでは、受傷の程度を判断するに当たり、苦慮する点があることから、最終的な診断結果を確認するために診断書が必要となる。

また、診療記録の写しについては、処罰を決定するに当たり、差押許可状により提出した診療記録及び検査画像の写しでは情報が古いため、受傷による患者の最新の状況を把握する必要がある。

もし提供ができない場合、証拠不十分により傷害事件として扱われるべき事件が暴行事件として取り扱われるなど、簡易処罰となる可能性がある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略につ

いて、次のように述べている。

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由については答申（第88号）を得ており、本件に関する目的外提供についても、患者の虐待防止と同様の目的であることから、当該通知を省略することとする。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 条件

目的外に提供する診断書について、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が通常の手続であるのか、また児童相談所等ほかの機関から入手することはできないのかを捜査機関に確認し、合理的な理由があると実施機関が判断した場合に限り提供できるものとする。また、この結果について、次回の審議会において報告すること。

以 上